

令和7年度

赤い羽根共同募金にご協力お願いします!

10月1日に全国一斉に始まる募金運動です。戦後間もない昭和22(1947)年に始まりました。当初は、戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後、法律に基づき、現在は地域福祉の推進のために活用されています。



障がい者のために

子どものために



住民同士のつながりのために



高齢者のために



兵庫県共同募金会 小野市共同募金委員会 (小野市社会福祉協議会内)

〒675-1378 小野市王子町801

電話 63-2575 FAX 63-5191

募金にはこのような種類があります！

戸別募金

福祉推進委員長、区長を通じて各家庭にご協力をお願いしています。
500円見当



大口・中口募金

民生児童委員を通じて、個人、法人の方にご協力をお願いしています。
大口募金 3,000円以上
中口募金 1,000円以上3,000円未満



学校・ワッペン募金

保育所・幼稚園児や小学校、中学校の児童生徒の皆さんにご協力をお願いしています。



職域募金、寄付つきグッズ

各施設、事業所の職員の皆さんや、学校、保育所、幼稚園の先生方にご協力をお願いしています。
寄付つきグッズ 500円以上



街頭募金

市民の皆さんに街頭で募金をお願いしています。



共同募金への寄付には税制上の優遇措置があります。

▶ 個人の寄付… 2,000円を超える寄付の場合

所得税・住民税に係る控除を受けることができます。
詳しくは中央共同募金会のホームページをご覧ください。

▶ 法人の寄付… 株式会社などの法人の場合は、寄付される金額について「全額損金」となります。 ※共同募金会が発行する専用の領収書が必要となります。



インターネットでも募金できます。

<https://www.akaihane.or.jp/furusapo/>

赤い羽根

検索

*「寄付する」ボタンを押して、都道府県・市町村を選択し、必要事項をご記入ください。

共同募金の詳細については、インターネットで閲覧できます。

検索方法 ➡ はねっと または、<https://www.akaihane.or.jp>